

平成 年 月 日

租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生に係る
平成 年度の住民税に関する届出書

錦町長 様

昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号核都道府県総務部長あて自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届出ます。

所得税については、日本国と_____との間の租税条約第_____条第_____項により、租税条約に関する届出書を平成_____年_____月_____日に税務署に提出して免除を受けています。

氏名			生年月日		
住所			入国年月日		
国籍		在留資格	教授等(教育関係)・留学・研修・事業修習・その他()		
在留期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
入国前の住所					
在籍する学校 訓練を受ける 事業所等	名 称				
	所在地				
支 払 者	名 称				
	所 在 地				
	支払方法	現金 ・ 振込 ・ その他 ()			
	所得の種類			所得金額	
納税管理人 ※届出している場合	住所				
	氏名				

※添付書類

- ・ 租税条約に関する届出書の写し (税務署の受付印があるもの)

※注意事項

- ・ 提出期限は、毎年 3 月 20 日 (土曜日、日曜日の場合は翌月曜日)
- ・ 期限内の提出がない場合は非課税の対象となりません。